

豊明市公正入札調査委員会規程

平成 8 年 8 月 13 日

訓令第 4 号

(設置)

第 1 条 この規程は、市が入札に付そうとする案件について、入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報(以下「談合情報」という。)に対して的確な対応を行うため、豊明市公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、事情聴取の実施、入札の中止又は延期の可否、その他の談合情報等について調査審議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

(委員長の職務)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、談合情報があった場合に、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

5 委員会は、非公開とする。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、行政経営部財政課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、訓令を発した日から施行する。

(省略)

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から摘要する。

別表(第 3 条関係)

副市長

行政経営部長

市民生活部長

健康福祉部長

経済建設部長

教育部長

入札発注主管課長等